



埼玉の仲間

編集・発行
自治労連
埼玉県本部
さいたま市浦和
区岸町7-12-8
電話048-866-0661
fax048-866-1186

相談は
埼玉県本部へ
jichiroren-saitama
@nifty.com
ひとりでも入れる
組合もあります!



2019交渉

人事院勧告は酷かつたけれど 暮らし・働き方改善で各組合が様々に奮闘

給与は大半の自治体が12月議会で優先策で、公務員労働者の賃上げも抑
条例改定を行い、差額が支給された自
制され続けています。
給体もあります。

各組合は、10月上旬には「201
9年の再要求書」を提出。事務折衝や
が減少し、現状はさらに暮らしの悪化
団体交渉を数多く重ね、8回を超えた
組合もありました。
職員の暮らしを向上させるためにも

内部留保を449兆円(国家予算の
新しい年に相応しく、硬直した賃金抑
4年分以上)もため込む一方で、労働
制策ばかりを考える「発想」を変える
者の資金にまわさない大手企業の利益
運動をみなさんでゆるげましょう。

地方分権の時代に“余計なことは言わないで”

総務省 ↓ 県市町村課の賃下げと制度攻撃がまた

埼玉県企画財政部市町
村課は令和元年10月9日
付で「総務省ヒアリング
での助言について(通知)」
という文書を各市町村に
発し、給与・人事制度等
の「是正?」を求めています。
また、一部の市町村を
訪問した際には「強要」
とも思える発言をしてい
るそうで「県と市町村の
関与のルール」(地方自
治法94条以降)を逸脱し
てい

ているのではないかと
報告も当局側から寄せら
れています。
そこで、12月26日に知
事あてに「要請書」を提
出して、県本部として見
解表明し、市町村課の説
明を求めました。
各自自治体の組合員・職
員のみならず、もちろん
当局側のみならず、ど
う考えますか?ご意見を
お寄せください。

地方自治法
■地方自治法
(関係の法定主義)
第245条の2 普通地方公共団
体は、その事務の処理に關し、法律又
はこれに基づく政令によらなけ
ば、普通地方公共団体に対する團又は都
道府県との関与を受け、又は要するこ
ととされることはない。
(関与の基本原則)
第245条の3 同則は、普通地方公
共団体のその事務の處理に關し、
普通地方公共団体に対する團又は都
道府県との関与を受け、又は要するこ
ととする場合には、その目的を達成
するために必要な最小限度のもの
とするともに、普通地方公共団体の
自主性、及び自立的に配慮しなけれ
ばならない。

(裏面21ページ)

長時間労働規制・人員増も奮闘 会計年度職員も3月末まで運動

会計年度任用職員制度の
創設では①毎年の人割アッ
プの昇給 ②経験に応
じた昇給は基本的に実現。
後は、在職者の現在までの
勤続への配慮や有給休暇制
度改善が当面の課題です。
長時間労働の規制では4
月から労基法改正があった
のに適切な対応をしていな
い当局への運動にとりくみ
ました。状況は表3のとおり
で、さらに交渉が必要で
不払残業改善では大きな
前進がありました。
超勤の「2重帳簿」をつ
けて不払残業を行っていた
春日部市で、1245万円
の補正予算を確保させ、支
払いにこぎつけました。
勇気ある組合員の告発に
始まり、春日部市職と県本
部の運動で是正させました。
ただし、まだ未解明職場も

表1 改定後の期末・勤勉手当支給月数

項目	職員		再任用職員	
	6月支給分	2月支給分	6月支給分	2月支給分
期末手当分	1.3ヵ月	1.3ヵ月	0.725ヵ月	0.725ヵ月
勤勉手当分	0.95ヵ月	0.95ヵ月	0.45ヵ月	0.45ヵ月
合計	2.25ヵ月	2.25ヵ月	1.175ヵ月	1.175ヵ月
年間合計	4.5ヵ月		2.35ヵ月	

あなたの職場は大丈夫?

埼玉新聞の記事 (2019年11月21日付け)
同日に朝日、毎日なども報道

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

職員に残業代未払い

予算超過分、庁内の割疑い

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

春日部市は、市営受入課長が職員が申請した
約100万円の未払い残業代を、予算で決められ
た限りで支払うことに同意した。11月11日、春日部
市は春日部市職と春日部市職と春日部市職との
間で、未払い残業代の支払いに関する問題について
話し合いが行われ、春日部市は、未払い残業代を
約100万円の範囲で支払うことに同意した。

表3 2019年4月からの労基法改正への対応

残業規制の状況	自治体数	法の趣旨違反!
月45時間以上の残業規制を一応は設けた自治体	30	
月45時間以上残業が可能な職場の定めもない自治体	34	
労働基準法36条の「36協定」に記述した自治体	47	
労基法の残業規制の趣旨に反すると思われる自治体	17	

調査会が時効で消滅して
ない、2年分の未払い残業代
を算出。対象職員40人計4
900時間の未払い分(総
額約100万円)を認めた。
市は12月議会に補正予算
を提出し、支払う予定。
さらに調査会が聞き取り
を行ったところ、庁内別課未
払残業代の問題が行われて
いる可能性があると分か
った。調査は今後調査進
め、年度内調査結果を
発表する。市は12月議会に
補正予算を提出し、支払
う予定。
市は12月議会に補正予算
を提出し、支払う予定。
市は12月議会に補正予算
を提出し、支払う予定。



県も自治体！ 国の横やりの防波堤じゃないの？

地方自治と労使自治を守って！

は尊重する、②強制はして
いない、とはまったく異なる
姿勢で各市町村当局と接
している事実が伝えられて
います。

こうした行為は、各市町
村において憲法、地方公務
員法等の趣旨に則って行わ
れている給与・労働条件決
定の労使自治への乱暴な介
入であるばかりか、地方分
権時代の都道府県と市町村
の関係を破壊する時代

町村人事・給与担当課長だ
けでなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

当該通知のあて先は、市
町村人事・給与担当課長
でなく財政課長にまで拡
げられており、人事・給与
担当で済むことを総務省か
らの財政圧力をチラつかせ
るが、第2段落は「別紙の
とおりに通知いたします」と
して、給与、人事評価、勤
務条件、定員管理の4課題・
13大項目・57小項目の詳細

にわたる「指示文書」になっ
ています。ひどいのは、第
2段落の「通知いたします」
の後に、①高齢層の昇給抑
制、②給料表の独自構造、
③住居手当、④人事評価の
4項目をあげて「特に適正
化に向けて」総務省から強
く助言を受けています」な
る文が加えられ、当該通知
の位置づけが「報告」や
「お願い」とは全く異なる
強要文書になってしまっ
ています。

本質は地方自治・労使自治に土足で踏み込むもの
当該通知の本質は、人事
行政という自治体固有の行
政分野に土足で踏み込む
のです。

それは市町村課職員が訪
問先の市町村で求めたとさ
れる、次のことから明らか
です。市町村当局から開
くところでは・・・

○現在の制度では違法
支給とまで言われた
○是正のためにはマスコ
ミにリークすると言
われた

公務員にも労働権(憲法27条)
労働基本権(憲法28条)は保障されている

県職員も採用時には憲
法遵守を宣誓したはずで
す。憲法27条2項には
「勤労条件に関する基準
は、法律でこれを定める」
とあり、公務員にも労働
基準法等が広範囲に適用
されます。

憲法28条の「勤労者の
団結する権利及び団体交
渉その他の団体行動をす
る権利は、これを保障す
る」とある原理も地方公
務員法「第9節 職員団体」
の規定に活かされていま
す。法律の定め以外の労
働条件は当局と職員団体
の交渉で決めるとい
うのが憲法・地方公務員法の
基本構造・大綱です。

だから労・使で一生懸
命に交渉して決定してい
ることに介入すべきでは
ありません。

曖昧かつ根拠不明の文
書を発したこと、訪問で
誤解を招いた不適切発言
を取り消し、市町村自治・
労使自治の尊重を表明す
べきです。



労使対等決定が原理

「お願い」のはずなのに

別紙で強要し、本文でも4項目あげて取り組みを求めている

市第1415号
令和元年10月9日

各市町村
(さいたま市を除く)
各一部事務組合
各企業団
各広域連合

人事担当課長
給与担当課長
定員管理担当課長
財政担当課長

様

埼玉県企画財政部市町村課長
(公印省略)

総務省ヒアリングでの助言について(通知)

「平成31年地方公務員給与実態調査」、「地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査(平成31年4月1日時点)」等について、総務省自治行政局公務員部が実施するヒアリングに出席しました。

つきましては、調査内容に対する総務省からの助言を、別紙のとおり通知いたします。なお、別紙のうち「高齢層の昇給抑制」、「給料表のアレンジ」、「自宅に係る住居手当」、「人事評価の活用」については、特に適正化に向けて取り組むべき事項として、総務省から強く助言を受けています。

貴団体におかれましては、本通知を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、記載のない項目につきましても、均衡の原則等に則していない項目がある団体におかれましては、引き続き適正化に向けて御対応いただくようお願いいたします。

「別紙」には何が？ 「必ず講じること」という「お願い」が日本語にある？

- ラスパイレス指数 → 指数を下げる対策を必ず講じること
- 高齢層の昇給抑制 → 是正を図ること。
- 給料表のアレンジ → 是正を図ること。対策を講じること。
- 初任給 → 適正化を図ること。
- 住居手当 → 速やかに廃止に向けた取組を行うこと。
- 等級別定数 → 比率高い団体は管理の適正化を図ること。
- 地域手当 → 国の基準で支給すること。
- 期末手当 → 役職段階別加算措置～適正化を図ること。
- 技能労務職給料表 → 給料表の適正化を図ること。

こうした強要が延々とA4版で11ページにわたる50項目以上(一部法令どおりの求めもあるが)で行われています。

ありませぬ。
市町村の様々な実態の中
で最適と思われる方法を
交渉で決めるのですから
外部者の介入はおこと
わりします。

地方公務員法には「条
例主義」もあり、議会の
議決も必要です。だから
議決もちゃんと得ていま
す。逆に、そこへの「横
やり」は、総務省・市町
村課による首長・任命権
者、議会の権限への介入、
つまり団体自治に対する
乱暴な介入でしかありま
せん。